## 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名 「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託」

# 2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格(上限)は約12,000千円(税込)です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

### 3 提案資格・欠格事項

(1) 提案資格

次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- ア 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和3・4年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた下記の営業種目について、登録が認められている者。
  - ・営業種目「各種調査企画」細目「A 市場・世論調査」「B コンサルティング(建設コンサル等を除く)」

ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記入札参加資格について申し込み中であり、受託者を特定する期日前に登録が完了する場合はこの限りではない。

- イ 「国、地方自治体において、子どもに関する事業の調査・分析・検討に係る業務」の受託 実績を有すること。
- ウ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横 浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

#### 4 参加に係る手続き

本要領等の内容を了承し、本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書(様式1)、欠格 事項に該当しないことの宣誓書(別紙1)及び委託業務経歴書(別紙2)を提出してください。提案資 格確認結果については参加意向を提出した者(以下、「意向提出者」という。)全員に通知します。

(1) 参加意向申出書の提出期限提出期限 令和5年3月27日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎13階 横浜市こども青少年局放課後児童育成課 電話番号:045-671-4068 FAX番号:045-663-1926

電子メールアドレス: kd-houkago@city. yokohama. jp

(3) 提出方法

郵送(配達記録郵便又は書留)又は持参

(注意) 提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。ただし、配達業者の事由により到達が遅れた

場合は、その証明をもって受け付けます。 郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで、電話連絡を行ってください。 持参の場合は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に受け付けます。

(4) 提出部数 1部

## 5 提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

(1) 意向提出者について、提案資格を満たすものであるかを確認し、意向申出者全員に対して、その 旨及びその理由を提案資格確認結果通知書(様式2)により通知します。

### ア 通知日及び方法

令和5年3月28日(火)までに電子メールにより通知します。

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し 書面により回答します。

(2) 提案資格を満たす者であることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書 (様式3)を交付します。

なお、参加意向申出書を提出した後、プロポーザル参加を取り下げる場合は、参加取り下げ書(様式5)を提出してください。

#### 6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書(様式4)を提出することができます。 質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和5年3月30日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 4(2)と同じ
- (3) 提出方法 電子メール (Word形式で質問書を添付してください。また、電話により到達確認を行ってください。)
- (4) 回答日及び方法 令和5年3月31日(金)(予定)電子メールによります。
- (5) その他 電話等での問い合わせには応じませんので、質問内容は明確に記載してください。

### 7 提案書の内容

- (1) 提案書は、所定の書式(様式6-①~⑪)に基づき作成してください。
- (2) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。
  - ア 法人の業務実績について

国、地方自治体において、子どもに関する事業の取組の調査・分析・検討に係る業務の実績(様式6-②)

- イ 業務実施体制について(様式6-3)
- ウ 提案内容について

別添業務説明資料の趣旨を踏まえて、次の①~④について、具体的な提案内容を記載してください。

- ① 業務の目的・趣旨を踏まえた業務の実施概要(様式6-④)
- ② 業務実施にあたっての具体的かつ実現可能な調査方法等の提案(様式6-⑤)
- ③ 具体性かつ実現性のあるスケジュールの立案(様式6-⑥)
- ④ 特定課題「放課後児童健全育成事業の現状と課題、事業の充実に向けて児童・保護者・事業者の視点で必要と考えらえる支援」(様式6-⑦)
- エ ワークライフバランスに関する取組(様式6-8)
- オ 障害者雇用に関する取組(様式6-9)
- カ 健康経営に関する取組(様式6-⑩)
- キ 提案書の開示に係る意向申出書(様式6-00)
- (3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
  - ア (2) ウについては、考え方をわかりやすく簡潔に記述してください。イメージ図、イラスト等の 使用は可とします。
  - イ 罫線枠は拡大・縮小してもかまいませんが、外周に余白 10 ミリメートル以上をとり、所定の様式に収めてください。文字は注記等を除き、原則として 11 ポイント程度以上の大きさとし、できるだけ見やすい表現で簡潔に記述してください。

#### 8 評価基準

評価委員会における提案書の評価は、「提案書評価基準」に基づき行います。

### 9 提案書の提出

- (1) 提案書(様式6-①~⑪)及び参考見積書の提出
  - ア 提出期限 令和5年4月7日(金)午後5時まで(必着)
  - イ 提出先 4(2)と同じ
  - ウ 提出方法 4(3)と同じ
  - エ 提出部数 11部(1部ずつファイリングの上、提出してください。)

## (2) その他

- ア全て片面刷りとしてください。
- イ 所定の様式以外の書類については、受理しません。
- ウ 様式6-①以外は、社名等、一瞥して作成者が判明するものは記載しないでください。
- エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- オ プロポーザルに記載した配置予定の技術者(資格者等)は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- カ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- キ 提出された書類は、返却しません。

### 10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和5年4月14日(金)~4月18日(火)いずれか1日を予定 (\*詳細は別途ご案内)
- (2) 出席者 3名以下(原則として統括責任者及び業務担当者の出席をお願いします。)
- (3) 所要時間 説明時間として、1者約15分を想定しています。別途質疑応答を行います。
- (4) 内容
  - ア 提案書のうち様式 6-2~⑩に記載した内容について、説明していただきます。PowerPoint 等 の使用は可能ですが、提案書に記載した内容に限り認めます。
  - イ 説明は、公正を期すために、企業名等は伏せて行います。
  - ウ 説明者は、本業務に直接携わる予定の者としてください。

#### 11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	こども青少年局第二入札参加資格審 査・指名業者選定委員会	横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラ
		ブの充実に向けた調査業務委託に係るプロ
		ポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特	プロポーザルの評価に関すること
	定に関すること	
委 員	・こども青少年局副局長(総務部長)	・こども青少年局企画調整課長
	• 同 総務課長	<ul><li>・同 放課後児童育成課長</li></ul>
	·同 企画調整課長	·同 青少年育成課長
	·同 青少年育成課長	<ul><li>・同 幼保小連携担当課長</li></ul>
	・同 子育て支援課長	・保土ケ谷区 学校連携・こども担当課長
	・同 こども家庭課長	・都筑区 学校連携・こども担当課長
	· 同 総務課経理係長	

#### 12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨 及びその理由を結果通知書(様式7)により通知します。

- (1) 通知日及び方法 令和5年4月28日(金)頃電子メールによります。
- (2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

# 13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

### 14 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることがあります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要領及び特定されたプロポーザル等に 基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕 様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中 に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受 託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- (5) 受託候補者の特定の日に、令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載がされていない場合は、受託候補者として特定されません。
- (6) 受託候補者として特定された者が辞退等した場合は、次順位の者と手続きを行います。
- (7) この契約は、令和5年度度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市議会において可 決されることを停止条件とする案件です。

### 15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

### 16 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

要する。

